

監獄協會雜誌

第 參 拾 壹 卷
第 貳 號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(二月二十四日發行)

目次

論	說〔徹底したる行刑に就て〕……………	典獄	上田定次郎	(一)
講	演〔居室に就て〕……………	醫學博士	横手千代之助	(六)
資	料〔英國懲役囚物語(一)〕……………		別天生譯	(一八)
譚	叢〔子は看守諸君と語る〕……………	典獄	有馬四郎助	(二六)
統	計			
	大正六年十二月中入出監並月末在監人員表外三表			(三)
	大正六年十二月末日調假出獄許可並ニ取消人員表			(六)
寄	書			
	新說陳聞(二)……………	湖	乾迂生	(四〇)
	犯罪防遏策としての禁酒問題……………	荊	屋哲公	(四二)
	作業科程論……………	兒	島三郎	(四七)
	思潮……………			(五)
	春寒獨語……………	霜		(五)
	時局と社會問題……………			(六)
	英國に於ける少年の犯罪……………	翰		(六)
通	信〔前橋通信〕……………			(六)
	浦和通信……………			(六)
彙	報〔監獄別事故調査表其他〕……………	叙任	會報	(六)

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第貳號

論說

徹底したる行刑に就て

典獄 上田定次郎

近來社會の各方面、各階級を通じて腐爛したる空氣の漸く彌蔓せる結果として學者、宗教家、其他諸者の間に憂慮せらるゝ處あるは素より吾人の贅言を俟たざる所にして世人が口を開けば即ち徹底てふ言辭を弄するに至れり、而して此徹底てふ二字は惟ふに各般の事物殊に昨今思想界の通弊とも認むべき不徹底に對する天聲人語にして現代の時弊を代表したる代名詞と云ふも決して輕言にあるざるなり閑話休談、我邦監獄行刑の現實に於ても茲に表題の事項に付云爲するの要あるを認め聊か卑見を開陳せんと欲す。

監獄行刑の主義及び目的は既に定論ありて、今更吾人の贅説を俟たざる處にして現行の刑罰に關する法令、規程、既に殆ど完美を告げ周到綿密の注意實に至れり籌せりと云ふべくして尙ほ之れに加ふ

るに何れの監獄に於ても昨今種々遇囚の方法を按出し各般の研究を重ね新策を講じつゝあるは又以て斯道の爲め慶賀すべき現象なりとす、然り如斯當局者の鞠躬盡瘁を以てして尙且つ年々歳々犯罪の増加就中累犯者の簇出を見るは、察するに其原因種々あるべしと雖も尠くとも累犯者の續々増加するに至る事實多きは畢竟監獄行刑の不徹底たりしに職由せざるなき乎、亦出獄者保護事業の不周到にして徹底を缺くの罪にあらざるなき乎、想ひ一度茲に至らば吾人は常に衷心慚愧たらざるを得ず、然れども或は自ら慰む、彼等罪囚は在監中に於ける諸般の紀律、教育、作業其他に於て其言動の眞面目にして且つ懺悔、悔恨の情、摯實なるもの多きを見ると同時に其幾割の刑餘者に對しては尠くとも監獄行刑の目的を貫徹したるものあるを信じて疑はざる處なり。

然るにも拘わらず、年々累犯者増加の現象を見るは必ずや、一面に於て前回の行刑上、多くの缺陷ありたるに歸せすんばならず、換言すれば乃ち從來及び現在の行刑に於ても監獄當局者の熱誠未だ以て彼れ等を感化するの至誠と徳望の至らざるの罪に歸せすんばならず、而して吾人が夙夜茲に憶念する毎に心中實に慚愧に堪へざるものあり、再言すれば即ち今日の行刑の方法手段に於て未だ不徹底の罪に歸せざるを得ず。

以上は吾人が既往に於ける行刑の效果に顧み衷心の至情を告白したるものにして今日の行刑は其結果に於て全然効果を旨定する能はざると共に累犯者の増加するは即ち之れを證して餘りありと雖も、又一面に於ては社會各般の事情が健かに累犯増出の原因状態を演じつゝあるにあらざるやを感せずん

ばあらず何となれば即ち社會が刑餘者に對する態度は尙ほ奮によりて改むる處なく寧ろ反つて累犯を挑發、煽動するの奇現象を呈する事多きにあらずや。如上を要約すれば既往の行刑は其實質に於て受刑者に對し未だ不徹底の譏を免るべからざると同時に社會の惡風潮は亦た彼れ等を驅つて更に、より以上の犯罪深淵に排擠するに職由するものと言ふも決して過言にあらず、故に吾人は歲次の更新と共に更に自己の責任の重大なるを自覺し百尺竿頭數歩を進めん事を期し左記の案件を識者の前に提供するの已むなきに至れり。

一、監獄官吏の負擔の過重に失すること、現在の監獄の配置竝に監獄官吏一人に配當すべき在監人員の割合を見るに本監は概して尨大に過ぎ一監獄にして多きは三千名に垂んとし小なるもの尙數百名を下らずして之を平均するも猶ほ六七百名の多きを拘禁せる實況にして又典獄以下看守及女監取締に至る迄を通じたる監獄官吏一人に對する在監者配當割合は平均十名内外に相當せり、然るに他方面、即ち現在感化院、其他の不良兒童感化院、其他の不良兒童矯正機關の收容人員に對する職員配置等に之れを比較するときは殆ど霄壤の差あり、加ふるに監獄行刑事務の繁雜なるを以てして而して彼れ等に行刑の徹底を望む殆ど不可能にして監獄官吏の負擔の重き事は實に言語の外にあり、誠に典獄の職務より見るも平均數百名に超過する受刑者に對し各々心性上の感化改善に加ふるに通常行政事務の繁多なるに殆ど寸時を貪るを許さず、斯くの如くにして行刑の徹底を期す恰も百年河清を望むと一般にして其効果の微弱不徹底なること寧ろ當然なりと謂ふべし

而して此外典獄以外の監獄官吏の職業に於ても其職務の繁多なる亦以て推知すべきなり、故に國庫財政上に關する問題なれども更に監獄を増設する乎、若しくは左監人員を適當に制限し之れに適應したる監獄官吏を配置すること又以て喫緊の問題たるべし。

二、忌憚なく言へば現行の行刑は其形式の完美せる割合に實質的内容精神に於て比較的貧弱たるを免れざること。(理由略)

三、監獄官吏の熱誠尙は足らざる事亦殊に人格的感化の資格に乏しきにあらざるなき乎。

監獄官吏にして口を開けば即ち獻身的と謂ひ熱誠と謂ふ其言語や共に可なりと雖も悉く皆慣用語に副ふ處の熱誠にして且つ獻身家を以て充たされつゝありや大に疑問とする處なき能はず殊に精神感化の如き重大なる心靈問題に對して最も必要なる而も最も缺くべからざる人格的資格を備ふるもの多き乎、と言ふに吾人始め大に其品性素養に於て缺くる處あるを愧づるものなり、惟ふに人心の改良感化は人格的徳望あるものにして、其人格を透ふしてにあらざれば得て其目的を達する事容易の業にあらざるは識者の共に認むる處にして須らく自他同僚の自重修養を希望して已まざる處なり。

四、監獄官吏が受刑者の個性的研究尙は足らざること。

此問題は前述第一項と關聯して各其監獄官吏の負擔の重きに過ぐる結果に依ると雖も少くとも彼れ等罪囚の個性を詳悉するにあらざれば、所謂應病與藥的適實の處遇を爲す能はざるにも拘らず

刑期の關係出入の頻繁なる等に依り監獄の主腦たる典獄其他に於て個性的研究の尙は未だ至らざるを甚だ遺憾とす。

五、監獄官吏に宗教的信念の乏しきこと、監獄教誨は職制上教誨師の職務たりと雖も現在の如く少數なる教誨師の克く彼れ等多數の罪囚を教誨感化するの難事たる事、素より論なきと同時に、監獄教誨は決して教誨師の獨占的任務にあらざるのみならず典獄以下監獄官吏は總て彼れ等に對し一種の教誨師たらざるべからず、殊に現今監獄の教誨師は悉く宗教家を以て之れに當らしめたる所以のものは蓋し各教誨師の所屬宗派に關する宗教を専ら宣傳するを以て任務とするものにあらざるは素より其處なりと雖も人心感化、如き形而上の重要問題は尠くとも人生を超越したる宗教の力に依らずんば到底其目的を達すること能はざる理由よりして又一面に於て罪惡の苦惱に憤懣沈淪したる彼等を救濟せんとするには必ずや宗教の力に依るにあらずんば其終局の目的を徹到せしむること能はざる意味よりしても各般の行刑の方法手段たる紀律、作業、衛生等に從事する職員たるものは皆悉く一と廉の教誨師たらざるべからざるを以て吾人は茲に總ての監獄官吏は尠くとも宗教上の信念の上に立つて此職務に貢獻する事の裨益多きを信ずると同時に宗教的信念を涵養せんことを勧告するものなり、因に宗教の異同は其人の自由たるは素より論を俟たす。

以上は大正七年の年頭に當り吾人が平素の懷抱を披瀝して斯道識者の高教を仰がんとす、言辭の蕪雜なるは禮に觸はざるの致す處なれば幸に宏量寬恕あらん事を乞ふ。

居室に就て

(承第三十一卷第一號)

帝國大學醫科大學教授 醫學博士 横手千代之助君

或は餘計に着物を着なければ防ぐことは出来ない、又餘計に飯でも食はなければ防ぐことは出来ぬのである、此温度法に於ては監獄邊りでは行はるゝことと思ひますが、囚徒の衛生上の點から申しましても或は經濟上から申しましてどうなるか知りませぬけれども必要なことであらうと思ふ、極く寒ければどうしても餘計着物を着るか、或は食物を餘計取るかドツチかしなければ、體温の調節といふものは充分に出来ないと思ふ、私は能く知りませぬけれども監獄の食物は夏冬同じ食物だらうと思ひますが、或は體重の増減などは普通の家であると夏減る方が多いのでありますが、或は部屋が寒くて食物が同一であるといふ關係から、監獄などは冬反つて體量が減るやうなことがありはしまいかと思ひます、是は此處を伺つて見たいと思つて居りますが、兎に角寒い所に行きますと、食物を殖すとか着物を殖すとかどうかしなければ適當に體温の調節は出来ないものと思はれる、それで部屋を暖かくするにはどうするかといふと、一つは天然の力の利用にある、一つは人工的温室法に由るので、天然

の力を利用するといふことは日光の利用並冷たい風を避けるといふことである、即ち建方にある、冬に於て南を向て居るところの家で北の方に高い物があつて、風を遮るものがあれば通常暖かいさういふ家は其熱が家屋全體を暖めますから體にまで多少利く、其家は日の當らぬよりは少くも温を保つことが出来やうと思ふ、もう一つは人工的の温室法であります、即ち物をば燃しさうして出来たところの熱を以て吾々の家を暖める、是は申すまでもなく一般にやつて居りますが、此際に於て注意すべきことはどういふ點であるかといふと其部屋を暖めなければならぬ、自分の思ふだけ無暗に暖める必要はないのである、どの位の温度に吾々は部屋を暖めれば一番宜いか、即ち體温調節の上に於て平均を得るかといふと、冬着物を着て居りまして丁度適當なる温度は十八度から二十度であらうと思ふ勿論は人に依りますが均しくいへば其位の温度が寒くなく又暑くなく適當な温度である、それより低くなれば多少の厚着を要する、又それより高くなれば普通の着物よりは薄くてなければならぬといふ結果になつて来る、それから第二に必要なことは成るべく平等に暖めることである、併しながら吾々の普通住んで居る部屋に於ては多少不平等があつても大して差支へない、何故かといふと或所が暖まれば其處に寄つて居りますから、向方の方は冷たくても差支へありませんが、多少人に依て動くことが出来ないといふ意味に於ては是は平等でなければならぬ、此方の人が暖かければ必ず向の人は寒いに違ひない、向の人は丁度宜いと思ひば一方は汗を流すといふことになるのであります、故に成るべく平等に部屋を暖めるといふ裝置を吾々は望むのであります、それから第三には生産物が温を作る爲

めに物を燃します、其生産物に色々ある、成るべく部屋を汚すことがないやうにしなければならぬ、即ち燃焼生産物中には色々な毒がある、殊に恐ろしいものは酸化炭素のあるものである、此物が室内に入ると中毒を起すことが少なくない、其外に必要なことは餘り空気を乾かすものでは不可ませぬ、適當に濕氣を與へるやうな装置は必要でありますし、又温の調節が出来ることが必要であらうし、其外火災の恐れのあるとか或は爆發の恐れのないこと、色々注意を要すべきことはありませうが成るべく其色々な状況に應じて居るやうな人工温室法が必要である。

それで吾々が造つて居る温室法が二通りありまして、學問的にいへば一つは所謂局所温法即ち其場所々々を暖める法、一つは中央温室法で一個所に熱を作つて、それを適當の方法で各室に配布して暖める方法であります、局所温室法といふのは吾々の家庭に於て使つて居るところの火鉢であります、火鉢に就きましては吾々の家は幸ひに空気の交換が宜いといふ點から使つて居ることが出来る、若し吾々の家が西洋の家のやうに空気の交換が悪いものでありますれば、火鉢は到底使ふことは出来ないものと考へる、といふのは火鉢は總て火が燃焼して出来た生産物は残らず部屋の中に入つて仕舞ふ、殊に吾々が使つて居るところの木炭はそれが火になる時に於ては、餘計に酸化炭素を作るものであります、それ故に少し火を起してさうして狭い空気の交換しないやうな、例へば西洋造りの少し庇りした窓のない所に置きますと、酸化炭素の中毒を起すに極つて居る、幸ひに吾々の家は西洋に較べると寒氣の交換が宜い爲めに、先づ頭が痛い位に止まつて中毒を起すことはありませんけれども、兎に角

火鉢は温室法としては、最も劣等なものといはなければなりません、第二に吾々が使つて居りますのは暖爐であります、暖爐は火鉢と違ひまして總て熱の生産物は煙突から出て仕舞ふ、従つて危険なものは先づない筈であるけれども、屢々それが逆流して煙が部屋の中に入つて来て多少の危険を起すこともあり、使用の方法が差支へなく行つて居れば生産物は入つて来ぬ譯であります、であるから火鉢に勝つて居ることは明かであり、併ながら普通暖爐でありますと平等に部屋を暖めることは困難であります、といふのは暖爐は近所だけを暖めて遠くの方は暖みが行かない、是は學問的にいへば熱の放散に依つて暖める結果である、熱の放散がブツカツテ暖める、此場合は自乘に逆比例して居る、例へば元は一つであります、一米突隔つた所と二米突の所とは四分の一になる、四米突離れて居る所は十六分の一の熱になつて仕舞ふ、だから此處に居る人は一だけの熱を受けて居つても向に行きますと百分の一といふ極く僅かになります、勿論同時に暖爐に空気が當つてそれが遂に暖まつて廻りますから、極く古い西洋造りの建物を見ますと大きな煙突があつて、其下の所に火を焚く所がある、煙は總て煙突から出て行く、放散して暖めるもので、之をカメンといひましてそれよりは宜いのでありますが、別に暖めることは困難であるけれども、適當の方法を講じますと不平等に暖めるを少なくすることが出来る、それは暖爐を二重にするのであります、さうすると二重になつたところの暖爐の壁は非常に暑くなるけれども、外側の壁は熱くならぬ、さうすると放散するものは感じますと近所が暖まつて遠くは割合に冷たいといふ風が少なくなつて、二重壁に入つた空気が暖まつて

之で平衡に部屋の中を廻つて暖めますから不平等のことは大分弱得る、ところが二重壁を用ひなくとも普通暖爐でも覆をかけて仕舞ふと二重暖爐と同じことに近所だけ熱いのを減らすことが出来るのであります、暖爐は近來は日本家屋などで使ふ爲めに煙突のない暖爐を作つて居りまして、之を衛生暖爐といふやうな名前をつけて居る、脇に行つて見ると煙突がない、其燃料としましては或は瓦斯を使ひ或は炭を使ひ或は石油を使ふ、併ながら如何なるものを使つても形が暖爐であつても、煙突のないものであります、是は到底衛生暖爐といふ譯に行かぬ、火鉢と大した違ひはない、といふのは總ての生産物が部屋の中に入るからであります、併ながら材料は即ち瓦斯を使ひ或は石油を使ひ或は炭を使ふといふことに由て多少危険の度合が違ひます、炭を使つて煙突がない暖爐は一番悪い、石油或は瓦斯を使ふ方が割合に危険は少ないといふのは、炭の方が酸化するとき酸化炭素を餘計作る、外のランプとか石油ランプを使ひ或は瓦斯を使ふのは酸化炭素の出方が少ないのであります、衛生状態は瓦斯を起すとかいふやうなことを併せて批評すれば、どうなるか知りませぬが、さういふことはないといふとすると炭を使ふ暖爐は一番危険になる、唯だ煙突を作るといふことは衛生上必要であります其外中央温室法と申します、普通吾々の家には用ゐることは出来ないものであります、大きな家を用ゐて居るのは詳しく御話しないが、蒸氣を使つて鐵管で送るとか、或は湯を使つて鐵管で送つて各室を暖める、或は空氣を暖めて一つの管で運んで各室を暖める、此三が普通用ゐられて居る、設備に金はかかりますが、衛生の點からいへますれば、無論中央温室法が宜いのである、若し假りに監獄署

にさういふ物が出来ると思へば之が一番宜いものであります。

其次に御話したいのは換氣に關するものであります、此室内空氣が悪くなるから之を換へなければならぬといふことは、前に御話したところの理窟に由て明かでありましたが、一體どの位空氣が悪くなつたらば吾々に害を及ぼすかといふことをば極めねばならぬ、換氣をどの位して宜いかといふことは分らぬ、どの位に空氣が悪くなつたらば害をするかといふと、普通の部屋に於きましては其標準としては、略ぼ炭酸の分量を以て標準にしてある、室内の炭酸の分量を一定度以上になると、部屋の其空氣といふものは危険であることになつて来る、數十年來の通り相場であります、炭酸の分量は一プロミリ即ち千分の一以上になると、其空氣は衛生上悪いものと見做されて居る、茲に一つ誤解がありませうと思ふのは、是だけ空氣中の炭酸は毒のやうに考へられますが、是は決して炭酸が千分の一あるから不可ないふ意味ではない、炭酸は毒ではあるけれども斯んな薄い分量では決して毒にならない、即ち百分の一パーセントあつても大して害がない、何故千分の一炭酸があつて有害になるかといふと、是は炭酸の分量が殖へると共に普通の部屋に於ては外の有害の事項が増して来る、炭酸が百分の一位になつて来ると、或は室内温度が高過ぎて来るとか、或は水蒸氣の分量が多くなつて来る、或は空氣の中から出るところの悪い物質が殖へて来るといふやうなことで、吾々の身體に害があるやうな状態に空氣がなつて来る、其標準に炭酸がなるので、決して炭酸が一プロミリになつたからといふのではない、モツと餘計になつて身體には決して害はないのであります、炭酸が是だけに殖へたなら

ば有害な物が殖へて吾々に害をするぞといふ標準になるに過ぎませぬ、兎に角炭酸の分量に由て空氣の良否を極めることは出来る、それに由て一プロミリより高い、是より大に炭酸が殖へたならば危険である、即ち有害であるといふことになつて居ります、だからして若し外の原因があつて炭酸だけを作る原因があつて殖へた場合はそれは取除である、例へば茲に多數のラムネならラムネを持ち來んでボン／＼明けた、其爲めに殖へた炭酸が一プロミリになつても、其部屋は危険であるといふ譯ではない、詰り人間が多數居つて其爲めに部屋は穢がされた場合に炭酸が是だけになつたならば危険だといふことになる、だから吾々の部屋は理想からいふと、炭酸の分量が一プロミリ以下に止まつて居れば宜いのであります、吾々の吸つて居る外の空氣でさへも炭酸の分量は幾らかある、決して全く炭酸のない空氣といふものはない、〇・三乃至〇・四プロミリ即ち一萬分の三から四までは外の空氣でも炭酸がある、勿論家の中に入つて來て盛んに煙でも出て居れば、或は〇・五位になることもある、それから又下に溝などのある所に行きますと、一プロミリ位になる所もあります、即ち一プロミリ位に部屋がなつた場合は衛生上害があることになつて居る、だから是以下に室内の空氣が炭酸を以て居るやうに空氣を交換しなければならぬ、それにはどの位空氣を送つたら宜らうかといふと、部屋の中に唯だ一人居るだけで外に何等空氣を穢すものがないといふ場合に於ては、三十八立方米突位の空氣が一時間に入つて來なければ、室内の空氣を炭酸一プロミリに保つことは出来ない、併ながら吾々は部屋の中に居りますればそれに付くものがありますから、吾々は呼吸して炭酸を出す許りでない、火鉢からも

出ませうし、其外明りからも出ますから實際は三十八だけでは少し普通の部屋に於ては一時間に五立方米突位の空氣の分量が必要です、是だけの空氣を一人に就て送つてやれば其部屋は綺麗に保てる、それ故に理想としては此位を送ることになつて居ります、併ながら是だけの空氣を送るに就て何回空氣を全然換へたら宜からうか、餘り頻繁に室内の空氣を交換すると、夏の如き外の暖かい時に於ては大した障害はないけれども、冬の寒い時に於て冷めたい空氣をさう頻繁に換へると、家の中も外も同一になつて到底部屋の中を暖かく保つことは出来ぬ、故に換氣回数といふものに制限を置かなければならぬ、其制限としては五回を限りとして居る、即ち五度全然換へるといふことは一番餘計な回数で、是より餘計に換へるやうであつては室内も外も大した差別はなくなる譯になる、斯ういふやうな交換回数から見まして吾々の住んで居る部屋の各自に對するところの廣さは極まる譯であります、だから五回換へることが出来るとして一時間に五立方米突らしい空氣が入つて來ると、部屋の廣さは十立方米突なければならぬ、それを五度換へると五十立方米突でありますから丁度宜い譯であります、若し部屋の廣さが十立方より狭かつた場合には、それを五回も七回もやらなければならぬ、従つて内と外との差別がなくなる譯であります、歐羅巴の邊りでは人一人に對する居室は十立方以下の所であり、人が居過ぎて居るといつて居ります、是が學問的から言ひますと最低のものであつて是より部屋の廣さを擴げて換氣回数の少ない方が宜い、斯ういふやうに空氣が入るのはどうして入るのかといふと、吾々は部屋を換氣して居るのは、普通は天然の力を利用して居るのと一

つは天然の力に又特別なる設備を作つて天然の力を助けて空気を換氣する、モウ一つは全然人工的に換氣する、此三つになつて居る、吾々は部屋を閉ちても空気は矢張り換つて居りますが、是は何に由て換るかといふと、詰り天井であるとか、或は床であるとか、或は壁であるとか隙間であるとかいふ所を通して空気が絶へず交換するのでありますが、其交換の原動力となるものは一つは内外温度の差により、外の温度と内の温度が違ひがあると、此空隙を通して空気が換ることが出来る、内外の温度の差がなければ例令空隙があつても交換は出来ない、冬に於きましては大抵戸を閉めて置きますから、其場合に於ては多くは内外温度の差に由て起る、冬は内を暖めて居るから温度は高く外は寒いから其差が大きい、斯ういふ場合に於てはどういふやうに空気が出入するかといふと、下の方の床から最も餘計入る、それから壁の方になりますと下の方から餘計に入る、段々上になると入らなくなる、さうして上に天井から最も餘計出る、それ故に冬の如き時は床が粗雑でありますと、地中の悪い空気が盛んに入つて来る、温度の違ふ程盛んに空気が交換するのであります、モウ一つは風の力であります、風は一方の方にブツカツツ其勢ひで壁の空隙を通して押込んで来る、是が割合に大い、此二つは天然の力で吾々の家は換氣するのでありますが、此力といふものはあてにならぬ、といふのは風のない時もありませうし、内外の温度の餘り違はぬ時もある、さういふやうな時に於ては、此換氣はスツカリ減つて仕舞ふ、吾々の家のやうな隙間だらけでありますと、換氣もしませうが、西洋造りのやうな家になりますと、其換氣は非常に減る、日本の家の換氣と西洋の家の換氣と較べると、日本の家は約十

倍から二十倍多い、だから日本の家は格別の換氣法の装置をしなくても宜いが、西洋造りの家に於ては特別の換氣装置は非常に必要になつて来る、それから天然の換氣装置を助けるものは何かといふと窓であります、窓をば作るといふことになる、之を引ひた時にどういふ具合に空気が交換するか、風がある時には別であります、風のないやうな場合に外を閉めて一方を明けますと、自然換氣と同じやうに、冬寒い時は下の方から入つて、上の方から出る、此窓の附方に由て換氣が違ふ、一方に物を附けるよりは向合に物を附ける方が空気の交換が宜いことになる、それから特別の換氣即ち天井に息抜を附ける、場合によると温室の暖爐の如きも、それから瓦斯を使ふやうな時は上に息抜がありますと、それが暖まると上に出る、それを補ふ爲めに下から空気が入るといふやうな方が、機關に由て空気の交換が出来るのであります。

モウ一つは人工的の換氣法であります、それは特別なる換氣装置、一方の入り口から入つて一方から出る、さういふやうな場合に於ては、總ての天然的の換氣といふものは不必要になる、それで人工的の換氣装置を設ける場合に於て注意すべき點を御話すると、即ち一方の穴から宜い空気を入れて、一方の悪い空気を出すといふやうな装置をする、風車でも回はして入れるのでありますが、さういふ時に暖かい空気を入れる、即ち人工的に暖めて暖かい空気を入れる時は通常下から入れるよりも上から入れなければならぬ、さういふ作り方でありまして空気を温室法といふと、暖かい空気を送りますが斯ういふ場合には上から送る、さうして悪い空気を下から出すことは何故かといふと、暖かい空気で

あると軽いから先づ以て上の方を塞ぐ、さうして悪い空気を段々下に追出すと出て行く、だから能く空気が交換する、無論斯ういふ場合に於ては天井とかいふ所は空気の交通のないやうな構造にしなければならぬ、日本の天井のやうに穴が明いて居ると暖かい空気が上に出て暖まりませぬか兎に角入口は注意しなければならぬ、若し暖かい空気を下から送つてやる、さうして悪くなつた空気は上の方から出るやうになると暖かい空気が上つて出て行く、さうして下の空気が停滞するといふことになる出入口は能く注意することは必要であります、斯くの如く注意をすれば適當なる換氣の方法を講ずることが出来やうと思ふ。

以上申しましたところの温室及採光法並換氣法此三つをば適當にするならば、居室の衛生を保つことは出来やうと思ふ、それに就きまして私は實は監獄衛生に就ては、正直に白状すると餘り能く知らない、芥川君などが來られました御相談相手になつて居りますが、忙しい爲めの方々見て歩きませぬから、監獄の監房などのことは非常に知識が淺薄で、東京邊りの理想的の物を見たので、田舎の物を見て居りませぬから何んとも申し上げませぬが、監房等に就ては唯今申したやうなことは、總て致すことは出来ぬとは無論存じて居りますが、併ながら或程度までは、成るべく是に合つて居るやうにしたいといふ考へを以て居ります、此換氣に就てはどうか中に居る人間の數とそれから換氣の量と是が合つて居るかどうかといふことは私は知りませぬが、兎も角も入つて居る人間の方が換氣量に較べると遙かに多いやうである、それから都屋にしても無論入つて居る人間が東京邊りでも多いやうであ

りますから、田舎の監獄などでは尙ほ多くはないかと思はれる、それから採光法も餘り必要はないかも知りませぬが、是が如何になつて居るかといふこと及び充分になつて居るかどうかといふことも問題であらうと思ふし、それから温室法も果して囚徒に向つて暖かい宜い空気を入れてやることは宜いか悪いかといふことは、衛生からいへば宜いに極まつて居るが、他の點からいへばどうであるか問題であります、併ながら前に御話したやうに寒む過ぎるとか食物が不充分とか、着る物も寝る物も不十分であるから、其點に於て健康を害することはありはしないかと思ひますから、監獄等に御關係の方には私の申し上げたやうな人の公益に對する點を御參考になつて、監房等の設備に就て御注意になつたならば多少は御役に立つであらう、斯ういふやうな考へから此御話を極めて簡單に申し上げた積りであります、皆さんの頭に多少徹底しないこともあるか知りませぬが、それは時間の許さぬところから簡單に申上げたので、尙ほ又必要な點も多少缺けて居りはせぬかと思ひますが、先づ今日は此位に致して置きます。(完) (文責在記者)

英國懲役囚物語 (一)

別 天 生 譯

小 引

僕の之を譯して見ようとの考を起したわけを述ぶるより先づ本書の小引を譯して見るのが一層の手近である、曰く出版者は本書を公衆の前に提供するに當り實に五年の懲役刑を受けたる其人の實歴談に係ることを茲に告曰し得ることを以て大なる満足を感じるので固より之に依つて多少思慮ある者の注意を喚起し幾分にも變革を來たさむことを望むに過ぎないのである。例へば囚人の分類法及初犯者刑期の短縮等は其内でも最も注意を要すべき者であることを確信すこ記されて居る。

僕は此理由の外に讀者に對して一二の希望を以て譯述に取掛つたのである、其一は英國監獄の組織状態を知らしめむが爲めて建築の方法、囚人分類法又は直接看守者の囚人に對する態度等を知り彼我參考の資に供することは無益でないのみか尙此内に大に味つて見るべき點があるを信する、刑長補短は是非とも讀者の眼裏に深く刻まれて本籍を讀むの注意がなければならぬ、同時に一層廣く彼我共に同一の瑕疵あるを免かれぬ點ありとすれば之を監獄するの必要があるので唯單に漫然一個の實歴談として輕に讀過するなからむことを希望するのである。

懲役と謂ふ名は多くの人否殆ど全部の人は聞きもし讀みもした語句であるが、潜ても眞に之を知り

得る者は僅に一小部分に過ぎない、此事に就て兎や角書き記るされたものも無いではないが恐くは全く何にも知らぬ者に依て筆を勞せらるゝか又は記者の得手勝手なる想像談を逞ふるに過ぎぬので恰も詩人が地獄極樂を委曲歌ひ盡くさうと試みて居ると同一態度で眞に之を味ふことが出来ぬ。

中には監獄教誨師又は看守より材料を得たる者もあり或は間々苦辱の實験ある者の談話を根據としたるものもあるが夫れさへ著るしく感傷的に修飾を加へられ又は一部の小説として讀み易きやう賣れ易きやうに技巧を弄するから折角の實験の眞價も何處へか消滅して分らなくなつてゐる。

僕は囚人の懺悔録や教誨師の回想談其他各新聞雜誌等に現はれて居る監獄の物語を讀む毎に心の奥底に軽い侮を以て微笑を禁じ得ないことも度々あつた、何人が能く實際に被告人として審問せられ懲役の判決を受け長い奴隸的生活を營み苦辱を蒙むりたる者が放免後自由の境涯に立ちて眞率に修飾なき經驗談を社會に發表した者があらうか、僕は幸か不幸か未だ其人には出遇つたことはない、實を申せば自分は數年前恐ろしき五年の懲役刑を受けたる其一人であつて此間實際僕も随分苦楚を嘗めたり見聞したる事もあり兎に角この懲役監を潜りたる經驗等を公衆の前に露骨的に現はして見たいと思ふのが則ち本書の趣意なのです、自分は懲役囚管理の方法如何、分類排置の状態等に於て常に親しく之を看察するの機會を得たので特に注意して各種異様の性情階級の囚人を網羅したる監獄に於て之に及ぼせる威壓矯正の效果如何の心理作用を見ることを怠たらなかつた、故に此物語は斯事業に興味を有する者並に一般讀者に對しても決して無趣味なものでない許りでなく監獄紀律の發達改善の方法等に

資すること渺なからぬを惜するのである。

折々自分が何故に峻嚴なる國法の手握らるゝに至つたかは餘り一般公衆に關係の無いことであるが、唯一言にして謂へば二十有餘年來二三の英國大都市に商業生活を營み來つた僕が某年自分より非常に怜愍な人の口車に乗つて一事件を出來せしめた、實は其人は自分に對して怜愍な許りでなく法律に對しても同様に怜愍であるから早速安全の場所に避難した、殘る自分は辯護の餘地も無く自然に全責任を負はなければならぬ羽目に陥つて五年の懲役刑を受くるに至つた、どうして五年の長日月を暮らしたかは以下各頁に記さるゝ所に依て讀者は十分に知ることが出來やう。

先づ探偵吏の手に囚はれの身と成つて屢々判事の前に召喚せられ最後の審問が済むで初めてニューゲートの監獄規律の下に服従すべき幕が開かれた、倫敦區裁判所から拘留せらるゝときは黒娘と謂ふ渾名を採つて居る喪馬車の様な者で送られた、多くの讀者は此恐ろしき輸送物が各警察署と監獄との間に時々往來するを見受くるであらう、馬車の登り口に登て見ると其中央に一の通路があつて左右兩側に幾つかの戸が排列されて居る、其戸の一を開いて内に押込まれた、まるで密閉された箱の様なので座席はあるが餘り空氣の流通は宜しくなく且清潔でもなかつた、窓格子から世間を覗いて見ようと思つても是れも結局駄目で獨り茫然と四邊を見回せば不思議なるかな、麵麩の二大片が座席の一隅にあつた、後に段々自分の經驗で思ひ合はして見ると多分今朝放免の囚人に給與せられたものであらう、其人は既に放免を取急で出立したか又は監獄内の鄙語として謂ふ此代用貨、又は鳥の餌を食ふ

たことを忘れたのであらう。

馬車の外戸がガチンと閉められて錠を下ろされた間もなく早や四輪車が轆々の聲を放ちて動き出した、すると同車の囚友は互に囁き始めた、裁判官の前で貴様は何と謂つたよ、何んな宣告を受けたか或は簡單に何年だとの聲も聞へた、聽て自分の座席は同一事件の共犯者の間に挟まれて居ることを感じたと同時に彼等も亦知らぬ人が居ると感じたと同時に彼等も亦知らぬ人が居ると感付いたものと見えて互の大言壯語、誇り聲罵り聲もひたと罷むで急に話頭を自分に向け、御前は誰だ、何の事件が持上つた、拘留か引渡か、何か希望する所のものはあるか、汝は鋼鐵の所へ入つたことがあつたか杯の質問が始まつた、鋼鐵とは首都大監獄の渾名でニューゲート監獄は門と謂ふ異名を持って居る、馬車は陰鬱な古監獄の中庭内に導かれて各囚は折角の恩車の戸から通路へ出てた自分も無論其一人であつた馬車を棄て、見ると暗い石の通路が展開されて居つて其處へ各囚共に列を形造つて居るべく命せられた。

典獄補は瀟洒なる制服を著け金線の帽を被むつて居る男で二人の看守に待かれて自分を受取つた、馬車を御しつゝあつた巡查は數通の書類を典獄補に渡し無論夫れには氏名も書き添へてあつたので一々照合して各囚も夫々返事をした、殆ど全部は拘留か引渡で夫々相當の監房へ看守に依て導かれた、引渡とは自分の考では判事から引渡された者で次の一定の法廷開廷期に再び出廷せしむべき者を謂ふ語だと思ふ。

自分の順番が最後に來た、こんな事は始めてゐた、若い看守に續いて行くと謂はれて其看守は直に自分を新米と見て取つた、全く監獄這入りは初見參の事で勝手不案内な程僕は有禮の紳士で固より嫌疑の下に拘留せらるゝに過ぎぬのである、併し濡衣を着せられたのだから無罪たる事は確信するが罷り間違へば極悪の犯罪者と成るかも知れぬ。

看守は自分を石造の監房様の場所に導いた、其處には各浴室が各々分割せられて居るのである、其一室へ這入れと謂はれるから着衣を全部脱した、衣類は一々嚴重に検査せられ隠し袋は全部覆へされ鍵、現金、小刀等の如き禁制品は總べて取上げらるゝ、此等の品目は總て領置品として一々目録を作り接見願出の友人に下渡は差支なしとの旨を話された、尙食事は監獄給與の者か或は監獄門前の差入り屋から或制限の下に希望の食事を注文することは差支なぬ、携有金銭は希望とあれば友人に下渡すことも出来るし又は注文の食料代として支辨することも出来るこの話であつた、依て先づ以て差入屋から食事を採ることにした、併し數日にして考ふるに自分の持て居る金は一錢たりとも家族の爲に用立てなければならぬ又辯護料も相當に掛る、そこで十分の勇氣を發揮して現在の境遇に甘んじなければならぬと思つて監獄給與の食料を以て購求食に代へた。

入浴この命令が下つた、すると直に自分の眼は思はずに濁つた湯ではなぬかとの心配で其方へ傾いた、實は此數日前バル、マル、ガゼットの漫畫に肉汁の如き湯に這入らせらるゝ圖が載つて居つたので夫れが自分の頭に閃いたのです、所が實際は豫想に反して全く綺麗で湯もタオルも浴室も何等の不

潔は無かつた先づ倫敦市の普通二等浴場と謂つた格であらう、石鹼も存外澤山で「ニユーゲート」に來る者の多くは恐くは何人も此入浴設備は缺く可からざる必須の者として歓迎するであらう。

入浴了つて着物を着ると僕は今度は從者に先ちて停車場の様に硝子張の屋根下の大きな高い會堂の鐵階段を昇るべく指圖せられた、見渡すと何階にも爲つて居て兩側には廊下が通て居り其廊下は則ち各監房の通路で房戸には一々番號で記されて居る、各廊下には制服着用の看守が立て見張る、僕の警護の看守が大きな聲で番號を呼ぶと二階に居る看守が僕に昇つて來いと指圖する、僕は其通りにすると直に僕の監房に案内をする、甚だ簡單なる詞で看守に話したい時に爲すべき方法及總ての房内品は清潔に且秩序正しく各々其場所に置かなければならぬ事を教へられた、且又房内掃除の爲に他因を備ひなければ典獄の許可に依て夫れも許すことが出来る、さもなければ自ら之を爲さねばならぬ事も話された遵守事項の印刷物を示して之を能く讀むで見よ決して破つてはならぬぞよとの警めまで受けた。

房戸を閉ぢると恐ろしき軋り音がガチンと聞へる、此時こそは十分に我身の境遇の憐れさを覺へて全く世からの棄て人だとの感じを與へる、僕を斯る憂目に陥られた人が見付からなければ當分僕は罪責を迫るゝ術はあるまゝ、何とか法律の曲解造辭を設ける工夫はあるまゝか、狡猾の有ゆる手段を傾注しても追れたいものだ、されど最早罪を免かるゝ機會はどうも有りそうとは思へぬ、法律上の點に就ては今故となれるジエームスリーウキズ君に全部委託した筈だ、氏は二十有餘年來僕及僕一家の事情を逐一知つた親切な交友で警察署から呼出を彼に掛けられた處で早速飛んで來て僕を訪問した驚き

の顔は今尙僕の忘るゝ能はざる所だ。

程経て後僕は監房及房内備品杯を能く調べて見た、石と煉瓦で弓形に成つた部屋で左様十二呎に七呎もあらうか、白壁の壁で一點の汚塵をも留めぬる流石は綺麗だ、便器席は一隅に在りて銅の手洗盤は金の如く輝きてクツキリ壁に取付けてある其上には水管が覗き込んで居り別に上げ下ろしの自由な小机が壁に取付けられ木製の椅子がある、他の一隅には板石の書棚が取付けられ三段に分割し聖書祈禱書讚美歌の本が載て居る、鐵鍬の皿、錫の耳付のコップ、木の匙、鹽箱及石鹼の一小片は何れも明かに是等を見得らるゝ様に下の二段の棚に排列されて居る、其上段には寢床らしき奇妙な巻物がある。寢床はシツカリ鐵の釘絆で壁に括り付け、巻物の革紐をホドけば房内に擴がる様に成つて居るカンパスのハンモックで粗布の大きな袋床と二枚のケット及敷物に、約、針差位の大きさの粗布製枕が添へられて居る、床は黒いアスファルトで敷詰められ、光つては居るが何だか不氣味である、全部残る限なく總ての物が恐ろしく清潔で全く不潔の一點をも留めない、入監前は餘り清潔な處でも無からうと考へて居つた、處が恐ろしく清潔に過ぎて居るから却て常軌に反して異様に恐ろしき感と與へられる、若し何等か其處に小なる塵埃でも發見し得たならば定めし愉快であらう、又是れが人間の住し得べき住家であるとの感と與へるのに一小汚點さへも一物の其所を得ざる不秩序さへも全く思ひも寄りぬ事である、模範監獄も眞に斯の如くして人心を惱まし清潔秩序に腐心せしむることが果して能く監獄の精神なりや否や、是れ實に四人の社會に在て犯したる罪よりも尙一層の罪惡なりとせずや杯の感

も亦起つた。

房窓は嚴重に鐵格子を嵌められて居て一寸便器席に立て四時に十時の小なる窓戸から覗いて見ると各家の屋根の上に屹然として聖ポール寺院の鐘へて居るのが見へる、雖然騒然市街の喧囂も亦聴くことが出来る、更に僕の注意は轉じて房戸に注がた、實に奇妙な天來の研究に成つた者がある、多分是れ程迄に現代の完全なる域に進む前には幾多の發明的苦心と經驗とを重ねた事であらうと窺はれる、最初に自分の注意を惹いた物は巧に設計せられたる視察孔で鋼鐵の紗を以て蔽はれて居る、監房内の一舉一動は何等の豫知する所なく直に視察せらるゝ譯である、其下に房戸を繰り抜いて十八時に十二時の落し戸があつて其開閉は外部から出來て四人には自由に出來ぬ、戸に接近したる壁に天井から約二呎離れたる所に何だか自體の分らぬ物がある、自分はそれを見詰めて暫く研究して見た、兎に角一時でさへも僕の現在の境遇から精神を奪ひさへすれば善いのだ、房戸及其複雜せる設計は恐怖から精神を轉換せしむる一時の妙藥だ、思ふに是は空氣の流通を計る爲めの氣孔では無いか否、壁に取付けて房戸の上から床近く迄ある所を見れば左様とも判断は付かぬ、「監獄の氣孔」と題して政府發行の報告書若くは建築雜誌、百科全書等に斯の如き圖は載て居らぬであらうか、中流若くは下層社會の各家庭に於て切めて監獄、工場、兵舎、病院に於て施こしたる空氣流通の方法の半分だも苦心したならば如何に全英國民に幸福を齎らすであらうか、安全に家に住むと謂ふ事は汚れたる空氣を呼吸すると謂ふ事と何の關係ない様に思へるが事實はそうで無い、密封したる部屋に瓦斯を點すれば其燃焼に依て

酸素は消滅し又吾人の呼吸に依ても酸素は消失せて終に窒息するの危険は度々あることだ、建築家なる者は中流及勞働社會の窒息死に抵るも一向構はないと謂ふのであらうか、人は自由の身で或範圍まで幸福であるとすれば他人の無頓着なるが爲めに人も殺し自分も死ななければならぬ仕儀と爲つて居る其人にして若し貧窮の爲め貧民院に送られ犯罪の爲め監獄に送られ病氣の爲め病院に送られたりとするれば却て此等の設備の場所に在ては換氣法の完全至要を感ずるに至るとは餘程奇妙な話ではないか

譚 議

予は看守諸君と語る (十二)

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君は此度の世界的大戦争に於ける、近時の敵味方相互の主義主張なるものを見て、如何の感がある、開戦の初めに於ても彼既に宣明したる所ありて、之に由つて觀るも雙方共に其れ相應の理由ありて、此に到りしは

勿論なれども、然れ共鎗を削りて勝敗を争ふ其間には、互に貴重の生靈を失ひ國力を損すること實に莫大にして、人世の慘禍之に加ふるものあらず、而して戦争が永引けば永引く程其度は愈々甚しきを加へ、遂に雙方諸倒れの結果を見るの場合之れ無しとも言ひ難し、果して然らんに戦争は是れ又た何の爲めの戦争なりしか、何時しか相互の主義主張をも忘却し去られて、何が何やら殆んど有耶無耶の間に無意義の終息を見るに至るを必せざる也、此に於て乎戦争を續ける限りは、敵味方共に常に初志に省みて、己れの主義主張の存する所を

明かにし、其無意義に了らざらんことを是れ努むべきは當然にして、殊に我が聯合國側にては、英國首相並に米國大統領の公けにせられたる演説及び敎書の如き、高明正大なる主張を明かにし、大義名分の存する所、其目的を達せずんば止まざるの決心を示し、而して其爲めには總てのものを賭して顧みず、勇往邁進斃而後止むの覺悟を以て、最後迄戦ふべき所以の意志を、尤も明確大膽に宣明するは、極めて必要の事なるべし。

斯くて國民の士氣闘志の作振せらるゝを如何に大なるべきかは言ふに及ばず第一之が爲めに世界が遂に大義名分の前には屈伏せざるを得ざるものたるを自覺するに至るべく、同時に又た如何なる強敵も義軍の爲めには、遂に敗北せざるを得ざるものなるを、提示識言するものにして、單に之を戦勝を必する兵路上の意味より考ふるも、亦た實に其妙諦を得たるものと謂ふを得べし、吾人は之を觀て彼等の壯烈なる義膽勇魂に對し、今更の如

く感鳴の情なき能はず、望むらくは何事に對するも苟くも爲すあらんとする者、此底の大義膽と大勇魂は是非共有したきものならずや、殊に仁俠と果斷を尤も必要な性格と爲す、司獄官其人に於ては尙更の事と云はざるべからず。

予は頃日此邊の所感に付き其一端を述べて、愛する我が僚友に示したるものあり、幸に諸君の一榮を博するを得は本懐也とし、左に之を掲ぐることにしぬ。

一 今や軍國主義なるものが、世界の文明を阻ふものだと云つて、其本家本元なる獨逸を世界の敵、人道の仇として戦つて居る、何ぞ軍國主義が、斯くも悪むべき恐るべきものであらう。

二 一體軍國主義と云へば尙武の國民たる吾々には聞くに氣持好く、何等あるを認めないのみか、國家としてみ、個人としても此主義は是非共無くて叶ふまじきものでなからうか。

三

若し軍國主義を尙武主義と混同するならば、叙上の疑惑は尤も至極であらう、何ぞなれば武は素人の高尚なる本能的美德の一であつて、委く云へば武は義侠と云ふ人情の極致の發源地とも謂ふべく、即ち武は人情の敵でないのみか、暴を挫き善を擧げ、祝福を新世に加へて人情の花を咲かせるからである。

四

世には似而非なるもの數多くある、中にも軍の武に於けるが如き甚しきものはなからう、勿論義軍なるものはある、故に高尚なる尙武の主義を軍に依つて行るならば、軍は即ち方法にして尙武は其主義となるのであるから、本来能く整ひ世道人心の本義にも背かぬのは勿論のと、寧ろ之れ無くば世道人心の亡ふ場合が無いのでないのである。

五

之を要するに尙武主義ならざる軍國主義程、非人道にして一般人類の福祉を害ふものはない、此似而非なる軍國主義が遺憾なく現時獨逸に於て、發揮せられたのだから堪まらない、世界は之を見て今更の如く驚いた、而かも彼等の遠大なる組織的な大仕掛の軍國主義、詳言すれば世界の福利を斷り斷せん

欲し、之が爲めには唯だ力、絶大の力さへあれば論もへずやも何のその有形無形に世界は皆我物となり、我が制を仰ぐのであると云はれ許りの傍若無人の振舞を見ては、世界は實に愕然として戰慄せざるを得なかつたのである。

六

今や世界は民衆的思想の盛んに勃興しつゝある趨勢であつて手早く此意味を解明すれば、世界人類は成るべく平等均一に文明の福祉に均霑すべき筈である、一部一階級人の獨占すべきものでない、文明は廣く衆と共に楽しむものである、正義人道に由つて世に無辜無害の究民なきやう、正善の政治が行はるべきものだと云ふのである。

七

獨帝カイセルは實に軍國主義の主張本人として、世界の趨勢即ち文明の大主義に背反し、之に逆行して獨り其野心を逞ふせんとする者だ、世界列國に認定せられた、然して之は暴民非道の彼等の行動の上に著々證明せられて、世界輿論の前に最早何條言ひ逃れやうのなき事實となつて居る、カイセルの眼中には世界の人道も文明もあつたものでない、よしあつても其れは唯だ、子供の玩具位の値打にしか見て居ないらしく思はれる。

八

逸の軍國主義其儘を自ら行つて居るのである。

十一

治者は第一被治者を受ければならぬ、畏多くも我國の所謂民主主義は建國の其始めより、御統治の要諦として我々臣民にも宣示し給ふ所、而して愛撫育養せられて來た幾千年來の赤子臣民は、不可離不可絶なる紐帯を以て君臣父子の情義を形成せる、實に世界絶冠の國體に鑑みて我々司獄官吏は、皇國の臣民赤子に向つては假令受刑中の者と雖も、決して之を敵人視してはならぬ、況んや獨逸の軍國主義をば、無法にも彼等に向つて振舞ふが如きに於てをやである。

武と暴とは全く別物、而かも其相違は狼羊の差も及ばざる程のものである、武には義と仁と智の三つが伴ふのであるが、暴には少しも此分子が伴はない、唯だ理も非も云はせず無理無禮に殘酷なる、我意を押し通し平然其暴力の強きを以て、誇りとなすが即ち暴の暴たる所以である。

九

司獄官吏は其職掌柄是非共尙武の氣象に富んで居らねばならぬ、何となれば邪を挫き正を伸ばし惡を懲らして善を進めるが即ち其本來の役目なればである、故に其性質より申せば善には強いが、惡には非常に弱くなければならぬ、不義不善なる無道理の前には猛然として起ち、之を擊破する爲めには一步も動かぬ氣概を有する代りに、正しき道理の前には如何なる場合にも平伏する畏怖心あるべきが當然である。

十

然るに茲に理が非でも己が一旦命じたる事又は言ひ出した事は、何でも之をやり通し抑へ付けなければ偉くないもの、威嚴は保てないものとして、頗りに唯だ力々、腕力でも腕力でも、果ては盡意でも強慾でも、又は其他何でもかでも、苟くも己れの位置を維持し己れの利慾を遂げるに必要なものであれば、盡支へは無いと考へて居る人があるならば、其は矢張り獨

統計

大正六年十二月中入出監並月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	總計	備考
五,四二七	四,二五二	五,六五	二六	一〇,〇〇一	內朝鮮人受刑者男三九人刑事被告人男一六人ア
五,三五七	五,一四六	八〇九	一八	一〇,六〇二	
五,一九八	五,三四〇	八四一	一三	一〇,六五二	
五,一五六	四,〇五八	五三三	三一	五三,九六一	
五,四二七	四,二五二	五六五	二六	五〇,〇一一	
四八,三四六	三,六一六	七八一	三三	五〇,六五九	
一五,九三	△一九四	△三二△	△二四八	△五〇,三三〇	
二四〇	四四二	二	二	△一一二	
				△一三〇	
				△六二三,四三二	

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	支	國名	受刑者	刑事被告人	計
一	二	那	二四	一	二六
一	二	女	一	一	二

統計

大正六年十二月末在監者人員表

英吉利	北米合衆國	露西亞	獨逸	總計
男	同	同	同	一四
女	同	同	同	一
計	一	一	一	三
男	一	一	一	三
女	一	一	一	三
計	一	一	一	三
男	一	一	一	三
女	一	一	一	三
計	一	一	一	三

計

(一三)

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
小普	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
東京	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
豐多	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
集鳴	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
橫濱	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
浦和	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
前橋	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
千葉	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
水戸	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
宇都宮	一,〇〇五	七	一	一	一,〇一四
合計	一〇,〇〇一	一〇,〇〇一	一〇,〇〇一	一〇,〇〇一	一〇,〇〇一

刑

積物ニ關ス	二、五〇八	四八	二、五五六	二、五二二	二、二六〇	三四	二九六
毀棄及ヒ隱匿	七七六	三三三	八〇九	七九七	五八三	一一	二二六
通貨偽造	四七	一	四八	五四	三三	〇	一五
文書、有價證偽造	一九五	三	一九八	一九八	二二一	〇	一三
印章偽造	一、二八七	三三	一、二〇九	一、二〇一	一、二〇三	八	六
偽證及ヒ誣告	二六	二二	二六	二七	四一	一	一
偽證及ヒ誣告	一〇四	四	一〇八	一一五	一一一	七	一三
偽證及ヒ誣告	六一	四	六一	六六	五九	五	二
偽證及ヒ誣告	三七一	二〇	三九二	三九六	三九四	四	四八
偽證及ヒ誣告	一、六二七	三三	一、六五九	一、六八三	一、五九〇	二	六九
偽證及ヒ誣告	二、三三八	一七五	二、四一三	二、四一四	二、三七四	一	三九
偽證及ヒ誣告	三四	一三四	一六八	一六七	一五四	一	一四
偽證及ヒ誣告	二一	一一三	一一八	一一七	一〇八	三	〇
偽證及ヒ誣告	三五	七三	七三	六五	六一	八	一
偽證及ヒ誣告	七三	一一三	一四八	一四一	一〇八	三	六
偽證及ヒ誣告	四〇	一	四〇	四三	三一	三	九
偽證及ヒ誣告	一、一三八	二五六	一、三九四	一、四〇七	一、四〇八	一	一四
偽證及ヒ誣告	二二二	八	二二三	二二八	一七八	二	三五
偽證及ヒ誣告	七六	一九	八四	八二	八六	〇	二
偽證及ヒ誣告	二二六	一九	二五五	二四五	二二五	一	四〇
偽證及ヒ誣告	四八、九三八	一九七九	五〇、九一七	五〇、六七一	四七、八四六	二四六	三、〇七一

法

陸海軍刑法	五五	一	五五	五八	四九	三	六
森林法	一六八	一	一六八	一五四	一三二	一四	三六
徵兵令	一一二	一	一一二	一三	一七	一	五
郵便及電信法	三二	一	三二	二九	二九	二	二
其他	二五九	二	二六一	三六一	七九	一〇〇	一八二
警察令	八八	三六	一一四	一一一	一五〇	一一三	二六
警察令	一三	五	一八	三〇	四四	二二	二六
警察令	六二六	四三	六六九	七五六	五〇〇	八七	二六
計	四九、五六四	二、〇三二	五一、五八六	五一、四二七	四八、三四六	一五九	三、二四〇

大正六年十二月末日調假出獄許可並ニ取消人員表

小菅	五	七〇	四四	五五七	四一	二	一	二七
東京	二	一九	三三	三二七	六九	一	一	一
豐多摩	二六	一〇	一七	一〇〇	一六	一	一	一
果嶺	四	天	七	八	一	一	一	一
橫濱	五	天	七	三九	四六	一	一	一
浦和	三	天	七	三九	四六	一	一	一
前橋	二	天	七	三九	四六	一	一	一
計	二	一九	三三	三二七	六九	一	一	一

大正六年 大正五年 大正四年 大正六年 大正五年 大正四年 大正六年 大正五年 大正四年 大正六年 大正五年 大正四年

假出獄可許人員 一日平均受刑者百人ニ對スル假出獄許可人員 假出獄取消人員 許可人員 罰金人 二人

寄書

新説陳聞(二)

湖 乾 迂 生

△犯罪者不姪法の昨今、優生學一たび唱道せられ、てより各國學者の評論、今尙は賛否不同なりと雖も、人種改良の根本精神には多く異論を挾むものなく、唯だ其實行方策に至りて議論紛々たるを免れず、斯學が積極的に結婚上慎重の注意を喚起せし點は以て多とすべく、從來閑却せられつゝありし結婚條件につき警戒を促がせしは科學の權威として承認せざるべからず、然れども消極の方策として精神病者、犯罪者に或手術を施して産兒を防護せんとする所謂不姪法は實に大なる問題なりとす、何事も急進突飛なる北米合衆國に於ては犯罪者之不姪法を法律に依りて許容する州十二に及び

中、インデヤナ州の如きは夙に實行を怠らずといふ狀況なるも、一方には之に對して劇しき反對を唱ふる論者も同國に少からず、法律上の見地よりは、如何に本人の合意承諾の手續を経ると雖も國家が人間自然の本能たる子孫繁殖を遏絶するの權能を有することなし、之を法律として制定するは明かに憲法違反なりとの説をなすものあり、又は宗教上の見地よりして神が人類に賦與したる大特權即ち子孫扶育の作用を人為的に制壓するは如何にしても首肯し難しとの考を有するものあり、更に道德上、男子として兒女扶養の責務を顧念するを要せず、女子として妊娠分娩の痛苦より全免せらるる場合は、唯さへ悖德者たる彼等の間に倫常の道を完ふすること到底不可能ならずやとの心配もあり、以上の所論に一々反對なる立説をなす者もあり、紛々擾々今に歸一する所なきが如し、宜なる哉、同國刑法及刑事學會に於ては千九百十四年以來、本問題を講究すべく特別委員を設け四年

に互りて相當の費用をかけて調査を繼續せしが、到底委員間の意見すら統一し難しとて昨今匙を投げたる模様なり、同委員會の昨年報告として委員長ウキリアム、エー、ホワイト氏の發表せし報告書の要領を左に摘記せん。

「我委員會は犯罪者不姪法に關し從來各委員が公表せし意見を何等變更すべきだけの種類若くは分量の證據を追加することなくして、過ぎし年に對する新しき報告書を作製する必要に際會せり、本問題の複雑せること實に多大にして、遺傳學の問題、外科手術の問題、法律、道德、宗教、及び社會學の問題を包含す、是等に就いては一般人の意見のみならず、本委員會各員の意見をも異にし、到底斷定的の價値を有する普汎原理を協定すること能はざること、過去と敢て選ぶ所なきを發見せり。

一委員(ハート君)の如きは不姪法なるものは犯罪問題の救済策としては毫も信憑するに足らずと

云へり、彼がカリフォルニヤ州及びインデヤナ州へ照會したる上不姪法の實況に評論を加へし所に依るも、又彼が照會の結果法律に依つて處置することは責任ある官憲の例に異論あることに徴しては、彼が斷定的結論に到達すべき證據を有せざることを表示するものとす、又他の委員(ドクトル、ゴルドン)は犯罪的傾向が果して直接遺傳すべきものなりや、否やを發見することを以て第一に必要なりとの事實につき甚だ適切なる注意を喚起したり、言ふ迄もなく此點は遺傳の學理の全問題と且つ又犯罪學の全問題に向つて展開するものとす、他の委員(ワグゲンネン君)は左の如く斷言せり、而して此意見は本委員長を始め多數の懐抱せる所に同じ、曰く、「予は遺傳せる犯罪性を一の特性なりと信せず」と、去れば自然の推論として生ずる所は、此故に現に遺傳したる、若くは將に遺傳すべき其の精神上の缺陷と分離して、單に犯罪救済策として不姪法を研究する必要なきものと

す」といふにあり。
一委員(ハレター君)は曰く、從來の如き犯罪者
の不妊法を研究すればする程、反對の感を強くす
と。

一委員(ドクトル、クローザース君)は不妊法に
つき多大の好意を有し、委員会よりして此方法を
擁護する記事を發表せしめんと圖れり、然るにド
クトル、ベルフキルドなる外科醫は或る外科的論
點と共に世人が檢精管切斷は慘酷にして異常なる
刑罰なりとするは謬れる感想なりとの事を高調せ
り、本報告書を同君に示したるに其後の通信に依
れば、此問題につきての予の考は著しく報告と反
對なるを以て、少数意見の報告書を提出する特權
を要求せざるべからず」とあり。

ローリン君の書狀には、委員會は宜しく今後實
地調査に基かざる意見を書き記すことは御免を蒙り
たしと主張すべしとあり、尙ほ同君は進むで云ふ
に優生學の部局にある吾人は「單一なる特性とし

らずと思考す、去れば科學的、統計的、并に社會
的事業が各其從事者の手に依りて完成し、充分基
礎となるべき事實が提供せられて、之に由つて或
確實なる活動の選定せらるゝに至らざれば、最早
や今後本委員會を存續する必要なしと信ず」

以上は不妊法の委員會が發表せし最近の報告書
にして、其宣言の如く該委員會は解散せしならん
と思料す。然るに前文にもありしドクトル、ベル
フキルドの少数意見といふは委員會の解散にあ
らず改造にあり、即ち委員會が普汎的原理に一致
し難しと云ふならば其任に堪へざるものなれば他
に相當の意見を有する者を以て後繼者たらしめ、
飽迄不妊法の成立を期せんとするにあり。いづれ
に結歸するものか、姑らくは後報を待つの外なし。

犯罪防遏策としての禁酒問題

柯 屋 哲 公

犯罪軍に對する各方面の奮闘努力はおさ／＼息

て犯罪性が遺傳するものにあらず、然れども非社
會的個人を造る或る素因は遺傳するものなるを信
ずと陳べて、放浪癖、低能の特異なる類型、性慾
の無自制、其他道德的克己力の缺乏等を例に引證
せり。

以上陳述する所に依りて委員間に毫も意見の一
致なきこと頗る明瞭なりとす、抑も、不妊法の法
律を忌憚なく擁護する必要ありと絶対に斷定する
者よりして、斯る法律には何等適當なる科學的根
據あるなしと確信する者に至るまで幾多の道程存
す、又不妊法は慘酷にして異常なる刑罰なるが爲
め、憲法違反なりと信する者よりして、絶対に之
に反對する者に至るまで、また幾多の道程あるこ
と明白なり。

此故に本委員會の意見は確實なる調査事業が極
度に遂行せらるゝにあらざれば、價值ある普汎的
原理に各員の一致を見ること能はざるものとす而
して該調査の如きは本委員會の耐へ得る事業にあ

らざる現況にして、就中出獄人保護事業はその數
に於てその熱心に於て、未だ十分なりとする能は
ざるも、一年その進境を見るに吝ならざるべき
なり、而かも頑強なる犯罪軍は益々その威勢を逞
うし、死屍を踏越へ／＼肉薄するの状あり、此の
如く實効の容易に擧らざる所以は如何、種々の原
因事情あるべしと雖も、其努力が徒らに枝葉に走
りて根本問題を闕却せるの罪、與つて大なりとせ
ざるべからず。

根本問題とは何ぞ、予は今其重要なる二三を擧
ぐるに躊躇せざるべし。

一、宗教上の信念の缺乏。

二、生存競争に對する社會問題の不徹底。

三、藝娼妓の存廢問題。

四、禁酒問題。

右は單に重要なりと考ふるものを擧げたるに止ま
れども、之を一題目毎に論究せんとするは別に機
會あるべしと信ず、予は今最後の一問題に就ての

醫學博士大澤謙二氏の説く處によれば昨年伯林に於て、酒害防遏會第二十四總會を開きし時、會長ストフウス氏の報告する處に依れば、

軍人規律違反の	三八%
家政策亂の	五五%
風俗環亂の	八四%
鐵道遭難の	四〇%
放火犯の	三四%
自殺の	四四%
癩癩の	三〇%
精神病の	五〇%
船中に災難を受けしもの	五〇%
輕懲役となりしもの	七七%
子供を孤兒院に入れしもの	七〇%

は皆酒のために起りし罪惡なりとあり、犯罪と酒と如何に密接の關係ありやは、今更詳説するを要せざる事實なるべく、且つ窃盜、詐欺の著しく累犯者に酒害の影響せるかは、前掲の總計にて明白なるべし。

由是觀之、犯罪の撲滅策としては、各種の方面より盡力する必要ありと雖も、最も注意すべきは一般社會の禁酒を厲行せしめ、且つ出獄人をして絶對に飲酒せしめざるやう指導監督するの緊急事なりといふべし、其方法としては、

第一、在監人に對して屢々飲酒の害毒を懸示し衛生的に、經濟的に、國家的に、道德的に宗教的に、何れの方面より見るも絶對に禁酒すべき理由を理解せしむると共に、感動せしむるを要す。

第二、飲酒の害毒を各方面より理解し感動せしめたる受刑者の出獄するに際しては、必ず禁酒の誓約を佛前に於てなさしめ、且つ飲酒の害毒を記したる印刷を記念として授與し、出獄後友人間にも之を公表せしむるを要す。

第三、出獄後保護の任に當るものは、出獄者が飯酒の惡習に感染することなきやう、常に多大の注意を拂ふを要す。

第四、罪國盛化の任に當るものは、常に一般社會に向つても禁酒運動を爲し、自ら率先して禁酒の模範を示すを要す、殊に教誨師は宗教家の立場として、自ら絶對に禁酒すべきは勿論、他の司獄官の先達となるの義務あるものとす。

乞ふ魄より始めよ、予は曩に大に感ずる處ありてより、自ら之を實行すると共に、口に筆に極力之を鼓吹しつゝあり、微なりと雖も禁酒運動の一部なりと任せり。

禁酒問題を一般的に考察するも、今や歐米各國皆國力を以て禁酒の厲行を期し、最近米國加州の議會も禁酒法案を可決し、自今酒類の醸造を止めたりといふに非ずや、これ國家問題より見たる必然の進路ならんばあらず、他の家庭問題より見るも、衛生問題より見るも、個體の存續、種族の存續等の必要上、心あるもの、當然着眼すべき處なりと信す。

犯罪防遏策としては種々あるべしと雖も、此禁酒問題を閉却しては、決して根本的に實効を得る所以に非ざるなり、出獄人保護の獎勵も結構なれども、禁酒問題に觸れざる努力は、底なき囊に物を容るゝが如きのみ。

作業科程論

兒島三郎

道を行く者には一日の行程あり、作業に科程あるは勤勞を獎勵し趣味を増進せしむるの良策たるべし、然れども行程に無理あるときは旅の疲れを生じ長途の旅行に適せず之れに反し目的なき旅行は徒らに路傍の草を食む放牧の牛の如きのみ、監獄に於ける作業科程をして若し此の類たらしめんか行刑の本旨に悖る甚しと謂ふべし。

凡そ科程を定むるに二個の標準あり、一、數量を標準とするもの

二、人工を標準とするもの

之れなり、數量を標準とするに適するは生産品目一定して一日の仕上高一個以上數個に及び且つ度量衡を以て計算するに容易なるを要す、一物の成工に數日を費やし或は數時間にして成る物と雖も品質區々に分れ一定の歩合を立て難きもの其他生産を目的とする複雑なる作業若くは不生産的用途に就くものには人工計算に依るを可とす。

人工計算にも種々あり(イ)勞作時間の長短に拘らず一日の働きを以て一人と爲すもの(ロ)一日十時間の勞作を以て一人とし時間の伸縮に依り歩合を付するもの(ハ)俗に受負と稱し傭主は物の成工に期日を指定したる場合に於て職工は其の指定日數以内に成工し若くは日數以外に互ることあるも仍は指定日數に對する賃錢を仕拂ふの例なり此に注意すべきは人工と賃錢との關係なりとす、賃錢は技能を標準として等差を生ずるものにて今技能一人前の大工の日當を壹圓とするときは其の

未熟なるものに七十錢乃至八十錢を拂ふも之れ等しく一人として傭入れたる賃錢なり(ハ)の場合に於て職工は傭主が指定の日數に先んじて成工し多くの賃錢を得若くは後れて成工して少なき賃錢を得ることあり譬ひ其の成工の遲速は職工の技能に關係することありとするも傭主の見所は唯彼等の勤勞にあるのみ即ち先んずる者は科程外の報償を受け後る者は科程不了の責を負ふものとす。

鑛つて監獄法施行規則第六十一條を閱するに、作業科程は普通一人の仕上高及び第五十八條第一項ノ作業時間ヲ標準トシテ等一ニ之ヲ定ム可シ

仕上高ヲ標準トスルコト能ハザル作業ニ付テハ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ以テ作業科程トス

とあり、其の立法の精神を釋ぬるに監獄に於ける作業科程は原則として數量を標準とすべく之を標準とすること不能の場合に於て人工標準を採るも

の、如し、然れども此法文の人工なるものは狹義の人工にして本論に謂ふ所の(イ)種に屬す且つ其の適用の範圍も亦生産を目的とせざる用途に限られたりと解せられざるにあらざれども、實際に於ては必ずしも然らず彼の難役なる名稱の下に複雑なる生産作業を人工計算となすの例少しとせず之れ本論の所説に近き實例なりとす。

人工計算とは作業事務處理上に於て繁簡の差あるは明白なる所なれば既に或種の作業に人工計算を行ふ以上は其の適用の範圍を擴張し事務の簡捷を計るは得策ならずや、人工科程は作業督勵上に不便なりとするの論者あるも之れ制度の良しきを得る爲なり作業時間を以て科程となすが故に放任の状態に陥り易きも若し本論(ホ)種の人工計算を認め作業の勉否に依り科程了否を定むるの方法を採らば數量科程と擇ふ所なるべきなり、即ち(ホ)種の人工計算と云へば譬ば或物の製作に當り之れが成工人工を四人と見積りたる場合に於て就業三

日にして成工せば一日を科程外とし就業五日にして成工せば一日を科程不了と見做すものにて日課表の記載方は成工の日の仕上數量又は人工欄に四人と記し其の備考に命令第何號成工と記するものとす而して月末計算に於て就業二十七人に對し假りに人工計算三十人となるときは三人を科程外とし人工計算二十五人となるときは二人の科程不了となる譯なり。

或は謂ふ如上の計算に依るときは勤勞の獎勵に於て申分なきも人工の見積りに無理あらば不公平の結果を生ずるの虞ありと誠に首肯すべき意見なりとす、然れども之れ一を知つて二を知らざるの説なり監獄作業規程第五條には作業の命令を爲し其の必要事項中には素品及び人工を豫定すべきことを命せり若し論者の説の如くんば此の豫定人工なるものは何の必要によりて記載し又何を標準として之れを見積りたりやを疑はざる能はざるなり論者謂はん作業主任は工業上高能の智識を備ふる

ものにあらざれば斯る形式の事務に向つて一々責任ある調査を爲す能はず況んや繁忙多端斯る末技に没頭するの暇なしと恐くは是れ監獄作業事務の缺陷を曝露するの聲なるやも計り難しと雖も抑も嚴正なる司獄官の口外するを憚る所なり、夫れ營繕には技術あり作業には授業手あり以て工事製作上の技術を分掌するにあらずや偶ま之が配置を缺く時は典獄分監長に於て適材を適所に配置し看守長以下の吏員をして其の事務に當らしめざるべからず萬一作業の施行困難にして部下に其の能力を缺くときは之を中止するを妨げざるべし、凡そ事^ニを成さんと欲せば先づ自己の力量を省み之れに相當するの企業を爲すべきなり妄りに名譽心に馳れ^ル事功を急ぎ力量不相當の計畫を行はんとせば失敗立ろに到るべし反之典獄分監長に於て理想と實際との調和を考へ部下の指導啓發に努むるときは百般の事務掌を指すが如く然らん豈に雷作業成績のみならんや。

論して茲に至り一言作業契約に論及せんとす、監獄作業規程第二十條に依れば受負工賃は就業人員一人に對する一日の賃金を以て之を定め支拂はしむべしとありて工賃の徴收は數量を基礎とせず人工計算に依ることを明にせり従つて契約は民間の會社工場に於て職工を傭入るる場合に準し監獄は受負人より就業人員に對する其の日額工賃を積算し徴收すれば足るも作業成績は數量を標準として日課表に記載し又契約にも數量單位を以て工賃を約定するを以て人工換算の爲めに乙號作業原簿の必要を生ずるに至れるは是非なき次第なりとす而して此の乙號作業原簿は孰れも其の記帳の煩はんしきを以て厄介視せざるはなきは笑止とや言はん否な之れ自から招く禍のみ、立法者の要求する所は固と極めて單純なりしものを監獄實務家に於て故らに數量單位の煩瑣なる契約を締結するに至れる爲め今日の徒勞を取てするに立到りたるにあらざるや、例を機械に求むれば普通一日(十時間)に貳

反を繰上るものありとせよ貳反は即ち一日の料程にして一反の成工は五分(人)なり假りに一反の賃金を二十錢とせば一人の工賃は四十錢に當るべし何そ其の計算の容易なるや、幸に如上の論旨にして誤謬なくんは普く之れが實行を希望して已まざるなり。(完)

雜 纂

思潮

人口問題に就ては是迄迎も學者や經世家の尤も重要視して論じたものではあつたが、然かし此頃に至つては論調も全く一變し、且つ重要視せらるる點も亦た昔日の比でない、是は今日の大戦亂が實物教育となつたので、何れの國も大なる民族消長問題として頗る慎重に取扱はざるを得ざるものと成つた爲めである、我邦の如きも深く茲に鑑みて早く備ふる所がなければ悔いを千歳に遺すかも知れない、今や物質文明の餘毒を満喫せんとする尤も憂ふべき傾向の歴然たる有様は、決して經世家の默過すべき所でない、故にモット痛切に本問題に觸れて、眞面目に之を取扱ふが國家經營上の

最先の務めであらう。
 之に就て前回の時習會に谷田局長が講話せられたる佛國現時の人口問題は、深大の感興を興へ我邦將來のそれに對し、警策せらるゝ所の甚だ妙からざりしを覺ゆ、左に紹介する所は即ち其梗概である。

(佛國人口問題) 囚人を軍事に利用することは其法律の全文を翻譯して曩きに協會雜誌上に掲載せし所なるが、其茲に到りたる所以他に理由なきに非ざるも、一言以て之を掩へば當面の必要に迫られたるに出づと云ふを以て足れりとせん、今同國に於ける人口問題が如何なる有様にあるかを觀ば直ちに其點は了會せらるゝ也。
 佛國の人口統計に就て觀るに一千九百十一年(大正元年)には、參千九百六十萬を示せしが、之を五年前の人口參千九百貳拾五萬に比して計算すれば、其間僅かに年々六萬人前後の増加を示すに過ぎず、而して仔細に其増加率を案する

に一千八百十一年より同二十年迄の間に平均千人に付き五、七の増加率を示し、同一千八百五十一年より同六十二年迄の間は千人に付き二、四の増加を示し茲に増加率は即ち半減せしを觀る而して一千八百八十一年より同八十五年迄の間は千人に付き、更に半減して一、六の増加率を示すに至れり。

以上を以て見れば一千八百十一年乃至一千八百二十年に於て五、七の増加を示せしもの、一千八百八十五年に至り一、六の率を示すに至りしは驚くべき現象なりとす、戰爭前佛國人口參千九百萬にして、年平均六萬人の増加なりしが時に生産率より死亡率の増加せしことあり、就中一千八百九十年乃至一千八百九十八年に於ては正さに死亡が生産に超過せる事實あり、更に生産、結婚、死亡に付き其比例を示せば、一千九百十三年(大正二年)に於て人口百に對し生産一、八八結婚一、五一死亡一、七五なり、如何に

其傾向の不自然なるかを視るべきに非ずや、而して近時の統計數の事實を擧ぐれば

	結婚	生産	死亡
1910年	307,710	774,000	720,900
1911年	307,788	742,000	776,000
1912年	311,000	750,000	692,000
1913年	298,000	745,000	703,000

一千九百十三年に於て佛國人口は實に參千九百六十萬二千二百五十八人なりしと雖も、此度の戰爭に於て優に參百萬以上を喪ひ、増加率は敍上の如く減少し、結婚率亦た右の如くにして而して死亡率却て増加するに於ては、人種の滅滅すべきこと自明の理なるを以て、是に於て憂國の人士が此問題に付き、之が救済策に全力を傾注する所以、洵に當然なりと云ふべし。

物質文明の餘弊である享樂主義が極度に發達すれば、人は皆な劣悪なる個人主義に陥らざるを得ない、文華燦然たる佛國に斯かる慄るべき衰運の現

はれしは、深く怪むべきでなくして是は世界に對する好個の鑑戒と云はなければならぬ、だが人情の向ふ所は滔々大河の決するが如く、其勢ひは凄まじきものであつて、たとひ機微の間に動く人情とは云ひながら、一たび享樂主義に囚はれる時は其勢の及ぶ所遂に人種滅滅の結果にも達すると云ふ始末を見ては何人か寒心せざることが出来やうか彼等は第一婦人としての容色の美を保つに、子供を多く産んではならぬ、又た子供が殖へては夫婦氣儘に樂むことが出来ない、實際上更に乗出して活動することが出来ない、其外健康を持續するにも、費澤なる生活をするにも、一番困ることは子供の多いことである、是れ程厄介苦勞の多いものはない、物質文明と共に個人主義が發達し、遂に囚はれて自己の利害のみを見るに惻巧になつてくれば、自然人の考が皆茲に到るのは別に不思議はない、と云つて怪愆は禁遏し得るものでないから、此に種々の悪工夫も種々の悪い方法も案出せ

らるゝ所以であつて、即ち享樂主義を妨げずして盛んに性慾を恣にする弊風を生ずるも當然であらう、此邊の消息に付ても局長は明快なる説明を與へられ、而して結局佛國々民の家族數並に程度其他の事情に付き、嚴密なる調査に依る事實に徴するも、佛國は四千萬の人口を有しながら僅かに平均六萬ソコ／＼の人口を増すに過ぎざる今日の状況であつて、若し假りに此儘にて推移り而して將來の運命を決すべきものとすれば、獨逸の人口増殖率の旺盛なる即ち最近統計の示す所の千人に付き百四十五六なる出生率に對し、佛國は到底其敵でなく遂に征服せられざるを得ざる所以をも説破せられたのであつた。

此大問題に對する救済法は、其關係する所甚だ大にして複雑なる多方面より研究論策せらるべきは勿論也、此には即ち刑事政策の方面より佛國は今や如何に躍起になりて論議しつゝあるかを觀んとする也、或は兵馬恫慄の際人口問題

の研究に没頭するが如き、之れ緩急を誤りたる業にして況して其が論議の模様如何に注意を拂ひ、又たは其研究の結果や救済の方法如何を觀察せんとするが如きは、迂の甚しきものと云ふべく智者は之を爲さずと云はんも、予の信する所は全く之に反す、我邦に於ても早く爰に着眼して、豫じめ備ふる所なくんば悔いを千歳の後に殘すべき、緊急なる國家の消長問題なりと信すれば也。

却說刑事政策上より觀たる救済の第一歩は即ち墮胎禁遏にありと爲せり、是は統計上の事實が斯くせしめねばならぬ爲めにして、其數の實に驚くべきものありたれば也。

其次は風紀警察の力に依るべきもの、即ち「ラッチェ」に稱ふる一種の金貸業者（我邦のシモタヤの類）の如き、淫逸遊惰にして唯だ資本の利息により、手を拱いて無爲徒食し、飽迄快樂主義に耽溺して兒童養育の如きは、厄介なる新

世の苦役と思惟する所の弊風を一掃せざるべからずと云ふにあり、是れ則ち避妊が如此業種の人々に多く行はれる所以なるを認めたるに由る墮胎と避妊を禁遏するに直接の効果あるものは、處罰に處するに若かざるべく、而して其爲めには差當り刑法を改正せざるべからずとし、遂に從來の刑法を輕罪と爲したりしを改めて、之を重罪と爲せしは近き前の事にてありき。

元來世界の風潮より云へば、文化進歩の徴證でもあらうが、段々重罪を輕罪化するの傾向があることは此時の局長の説話であつた、如何にも斯くあるべきものかと思はれる所以のものは、峻刑苛罰は素と之れ未開時代の野蠻性の要求であつて、言換ゆれば復讐心を満足させんとの一要件に過ぎなかつた、然るに文化の光に照らされ人道は明かになり、人心亦た自ら開發して博愛慈善の念も敦くなり、君子は其罪を憎んで其人を惡まずとの眞情が現實に發露する文明社會になれば、自然同情の心

も深くなれば人を宥るすの考も亦た廣くなつてくる、斯様な心理状態よりして餘り犯人の罪をも重く見ないやうになるのは、當然であつて寧ろ高尚な心情の發露と云はねばなるまい、要するに應揚な態度を以て悠々追らずして政事を行ふことは治國の要道であるのみならず文明の精華である、之に反し襟度豆の如く人を宥るすの局量なく、苛察追究唯だ之れ嚴罰の主義を以て政道の要義と心得ゆるが如きは、時代の思潮に觸れない固陋の考であるから吾人は宜しく之を悟り、以て我が司獄上の參考資料と爲すべきが當然でなからうか、开は兎も角も文明は犯罪を減すを觀察する者もあるが局長の説明によれば何ぞ知らん事實は全く之に反して、唯だ其觀を爲すのは取りも直さず前述の如く、重罪を輕罪化した爲めに過ぎないので、僅かに形を變じた迄のことであるとのことであつた。

重罪の輕罪化は世界一般の趨勢なり、然るにも拘はらず佛國は之に逆行して、墮胎罪に對し

ては輕罪を重罪化するの改正を斷行し、同時に產婆の取締をも之を嚴にすることを企てたり、其何故なるかは云ふ迄もなきことなれど、醫士五千人あれば產婆は六千人あり、其數の醫士に超過するの一事既に以て何事かを語るものあるのみならず、而かも其職業に従事する者悉く生活富裕にして、逆ても常業定額の收入のみにて爲し得べからざる贅澤三昧の生活を爲すに鑑みても、必ず取締を嚴にすべき理由の嚴存するは明か也。

死産の届出に對しても取締法を嚴にし、又た其他の不良手段例へば廣告類を害用悪用して墮胎避妊を教へ之を賤るが如き手段をも嚴重に取締ることにし、行政法を以て營業も停止する如きも又た制裁の一に加へたり、而して以上の政策を以て救済の目的を達せんとて極力盡す所ありしが、憾らくは今に解決に至らずして、二十年來の盡力も殆んど其効なく、事實上の失敗は

歷々として今日の國勢の上に現はるゝに至れり是れ今日同國上下の志士論客が熱心研究して止まざる所以にして、佛國に取り本問題の如きは實に浮沈興亡に關する刻下の火急問題と云ふべし。

文明病として起る此問題は獨り佛國の火急問題として濟めばよいが、風の吹廻はしは仲々そうは參らず、そんじよ其處らに弗々云ふやうになつた曉には、モ一對岸の火災視することは出來ないと云ふ時節は未だ來ないであらうか兎にも角にも爲政家は油斷のならぬ時世であることに氣付かねばなるまい。

局長は是れより佛國の監獄協會が専ら本問題の解決の任に當り、此度の戰爭にて佛國が喪つた三四百萬の國民を補ふ點よりしても、是非共救濟法を確立せねばならずとの熱心を以て、盛んに論究建築する所ある其實況を詳述せられた、而して同協會が一千八百七十年代に創立せられたる其起源

より説明せられて、當時監獄の改良は是非共分房制に據らねばならぬものとせられ、之が爲めに民間の志士仁人がその實行を促かす爲めに其運動を起したるに始まり、即ち法律を以て各地方に分房制の施行を強ひたるも、行街上却々實際に行はれぬ所より、之を鞭撻指導する機關が必要だと云ふので、有志相集つて設立したものが之であるとのことである、又た其會員の組織は各種の階級の人士を以てせられ、即ち學者議員政治家法律家宗教教育家等を網羅したるものであつて、到底我が邦などの有様を以て律することも出來ざる程に、熱心猛烈に活動するものだと云ふ、例へば累犯防遏などの問題にしても、率先して之が調査研究に従事し、尤も初め之に當る者は會員中の委員であつて、其結果を例會に報告せしめ更に論議したる後之を建議又は發案せしむることになるので頗る信用も厚く且つ有力のものだと云ふのである、故に毎月此會より發行せらるゝ「グリュエーペンタン

シユリー」監獄並刑事制度とも譯すべき雜誌は、之は代表的なる刑事界のオーソリティーで、其内容は討論を首都に出し次に報告後ちに雜報と云ふ様に、誠に工合よく編輯せられた價值あるものとのこと横田判事の如きは大枚三百金をも惜まずして、初號より買求め之を土産に持ち歸りたりとも云ふことだ、して今や此雜誌頻りに今日の救濟問題を論じつゝあるので、中に載つて居る「ベルデルミー」大學教授の避妊墮胎に關する大論文の如きは、殊に論理精到にして能く原因結果を明かにしたる有力のものだと語らる、其一節に

墮胎の重罪を更に輕罪に引戻すを至當とすと云ふの論旨あり、甚だ奇と云ふべきに似たり、されど其理由に至つては大に根據あるものにして、實際論としては有力なりと認めざるべからず、何となれば重罪の裁判には陪審官の制度ありて之にかゝる時は必ず事情愷量せられ、多くは皆事件放棄せらるゝに至る、故に檢事や警察

官は犯罪と認知するも、見て見ぬ振りを爲し容易に起訴せず、之れ陪審官が法律上の理義を辨へずして、單に惻隱の情に引かれ、又は辯護士の言に動かされたるの結果は何時も無罪放免になり、全く徒勞無益に了るが爲めなりと云ふを得べく、而して此弊を矯めんとして檢事は國家の消長に關する重大事件なれば、嚴刑を以て之に臨み毫も假借する所なきを以て始めて、國家の危急を濟ひ得る所以を論じ陪審官を動かさんとするも、容易に其目的を達する能はず、故に苟くも刑罰を以て救済の要具と爲さんには、有名無實の刑名を存するより寧ろ適實に裁量せらるゝ専門判官の前に輕罪として訴へしむるを遙かに其目的を達するに於て優れるものありと謂つべしと、勿論之にも反對論のあるは云ふ迄もなし。

右の外裁判上の救済法としては、法律を改正して產婆おん婆の職業上の秘密を保障すべからずと云

ふ論もあれば、又た之に反對する論もあり、彼不能犯の如きも寧ろ墮胎罪の場合には適用せざるを可とすと云ふものあり、若くは又た避妊術を傳播する者を取締るは行政處分であつたのを改めて更に徹底的に刑法を以て罰すべしと云ふ論もあるこのことである、眞に躍起となつて之が救済策に苦心慘憺たる佛國の有様が思ひ遣らるゝでないか。(櫻岳)

○春寒獨語

霜 翰

○春寒 峭料たるも江東の梅花既に蕾を破り騷人墨客漸く正に歩を此所に枉げんとす、清香馥郁疎影橫斜、暗香浮動、あらゆる雅言玉語は一に此槎枒たる老樹を擁して花神轉々幽なり、嗚呼此清節高士の風、林和靖吾人を欺かざるなり。

○頃日 練習所入所試験のことあり、問題は(一)最も有效なる戒護方法とは何ぞや(二)我が故郷

(三)四人に固有なる特質を論ず(四)友人の東都に遊學するを送る、等にして主として論旨、觀察、文章、餘裕、筆蹟等を參酌して採否を決せられたるもの、如し、古より場屋の文を論ずるもの、巧運は拙速に如かずと云ひ或は放膽の文を賞して小心の文を排する等、言説區々に出づると雖も、文章の極致は誠意にあり、心に誠なくして文章に達せんとするは不可能なり、場屋の文時間に制限あり従て洗練を重ね推敲を爲すの餘地少かるべしと雖も、誠意を以て之れに臨み眞面目に熱心に刻苦して之れに當らば時に論旨に誤りありと雖も觀察自ら徹底すべく、氣力自ら充實して筆路次第に暢達し、文章生氣ありて餘裕綽々たるべし、誤字、文理、語句の玃は場屋の文に於て最も多し、之れ平日の用意を必要とする所以なり、夫れ文章は繁に過ぎず、簡に失せず、一字を増すべからず、一字を減すべからずと云ふに至つて其上乘なるものと云ふを

得べきも、時間の設けある場屋に於て之れを求むるは酷なり、然れば簡に失せんよりは寧ろ繁に失せよ、言ひたき事を縱横無盡に言ひ終て然る後筆を擱するにあり、煩勞を厭ふべからず、よゝ加減に切り上ぐべからず、眞面目に誠意に刻苦して之れに當るべし、是文に忠實なる所以にして將來の大成を期すべきは勿論依て以て其識見人格を測知せらるゝに至るべければなり。

○醫は 仁術なり、仁は其字格の如く二人なるを以て二人に手術を施すにあり、患者たるもの宜敷二人前を準備せざるべからず、藥は依然として能書程に利かずと雖も、不相變九層倍なり、此九層倍を以て二人前に乗ず、鼠算以上の激増なり、永々女房に煩はれましてどの愚痴を當人の口より聞く穴勝無理からずとは同病相憐の言なり。

○論文 の末尾識者の教を待つ語あり、其文體論旨、抱負等より考ふるに、眞に識者の教を待

つものと、嘘に識者の教を待つものとの二種あり、嘘に識者の教を待つものは識者の出現することありと雖も一向に顧みず、眞に識者の教を待つものに付ては、識者に於て俺を都合の悪い時にのみ引出すとの理由を以て遂に出で來らず名文空しく泣く、今の世は言論に重くして文章に輕し、夫れ文章は經國の大業にして不朽の盛事なり、吾人は此格言を假り來て文章進展論を提唱せんとす。

○時局と社會問題 戰爭開始以來各種の社會問題が、具體的に如何なる進化を來したかを見るに左の通りである。

(一) 勞働者問題

A 獨逸軍需品諸工場の同盟罷業、英國鑛山勞働者の同盟罷業、米國鐵道従業員濠洲及び新西蘭の同盟罷業、何れも舉國一致の名の下に相互に讓歩を見たるも、勞働者側の

要求大部分容れらる。

B 勞働者の地位、殊に物質的地位に非常の向上を見たり。

C 資本主の覺醒あり。資本主は國家なる大組織の下に勞働者と妥協して、以て産業發達のために盡さんと決心するに至れり。

(二) 婦人問題 獨逸に於ける婦人の地位が着々として進展するの外、英國婦人參政權運動は新紀元を畫して、戦後の實現を語り、米の婦人問題も亦組織的活動に入る。

(三) 禁酒問題 獨逸の實際的禁酒厲行、英の釀造官營節酒政策、米の禁酒州擴大等、一般に節酒に向ての努力現はる。

(四) 救貧問題 戰爭は極端に物資の缺乏と物價騰貴とを來した。之がために幾多貧者を生じた。各國公債の濫發の結果、戦後之が決済を増税に依らざるべからざるに至つて、救貧問題は益々緊要となるのであらう。

(五) 宗教問題 獨逸の政權分離問題は、今や政界の一天王山に成つて居る。殊に現宰相ヘルトリング伯が戦後迄地位を保つて行けば、該問題は如何なる解決を見るか注目すべきである。

(六) 人口問題 獨逸には百五十萬弱の戦死者を生じた英佛露を合して二百萬弱の戦死者あり此等のために一時人口減退を來し、殊に佛國の如きは、勞働力の補給を如何するかも亦大問題である。

(七) 階級問題 露は勿論獨に佛に英に、階級思想は漸次減退するてふ一般事實の外、戰爭の開始以來俄然階級思想の減退を來した。階級問題も戦後整理さるべき一社會問題となつた時局は斯くも多くの社會問題に變化を與ふると共に、社會思想の變化社會制度改造の方針として國家主義統一主義の三主義を與へた。之れ戰爭の生める結果である又賜である。戦後各國は茲に當

分内政整理の時期に入り、各種の社會問題は疊々並べて湧記し各其解決を要求すべく、以上の三主義を骨子とせる國家社會主義に依つて、一步々々解決の理想に近くであらう。此意義に於いて、今次の戰爭は社會問題の解決に一新紀元を畫するものと云ふべきである。(東亞之光)

○英國に於ける少年犯罪 少年犯罪の増加は目下世界到處の現象である。英國に於て少年犯罪の著しく増加した事は各地の警察裁判所の統計に徴しても分明である。戰爭の爲めに父兄が出征して居る結果家庭の監督の弛緩した事は其最も大なる原因であらう。之れに加へて出征軍人の妻君などの間に飲酒癖が盛に行はれることも重要な原因の一とされて居る。其他娛樂を擅にせんとする慾望即ち活動寫眞、球突場等に入ること、が子供の間に盛に行はれること及び戰爭の爲めに多少殺伐の氣が小兒間に行はれることなども其大なる原因とされて居る。小兒犯罪の難發は國家の

通信

危機を培養するものとして有識者間には其豫防策に腐心して居る者が多い。其方法としては活動寫真劇場等へは父兄の同伴なくして小兒の出入を禁じたり、小兒に夜間の外出を禁止したりする等のことが行はれて居る。伊太利などでも少年犯罪が増加したので其豫防策に就ては政府當局者に於ても目下種々考慮中である。英國に於ては流石に先見達識なる首相ロイドジョージ氏は小兒を國家の未來の至重なる寶物として目するの見地より小兒犯罪の根本的豫防策として今回有力なる一法案を議會に提出するといふことである。軍國多事の折柄斯る方面にも注意を怠らずして着々英帝國の運命を支配して居る處など流石に大政治家の概がある云はねばならぬ。英國では少年犯罪者を處置するに從來はボースタル感化院などに送つて漸次に其改善を謀つて居たが追々犯罪者の多くなるに伴れ目下では警察裁判所でパーチ、ロッドなる處罰法を行つて居る、これは鞭を以て小兒を打つこ

とでこれは案外小兒に效く見え近頃は此方法が盛んに行はれて居る。少し野蠻過ぎると云ふので一部の論者間には兎角の議論もあるが兎に角其效目のある點からして判官達も之を許可して居る有様である。何れ其中少年犯罪の取締方法としては立派な有效な法律が出来らるであらう。(法律新聞)

●前橋通信 前橋監獄にては一月十三日正午より公會堂に於て本年第一回職員家族會開催會者三百餘名生三教誨師開會の辭に次ぎ渡邊典獄より年賀の辭及職員並家族に對する希望を述べ終て茶菓餘興に移り職員有志の薩摩琵琶、落語、浪花節、淨瑠璃等あり最後に三百餘の斬新奇拔なる福引ありて未曾有の盛會を極め和樂驩興を盡し午後五時散會せり。

●浦和監獄職員家族懇話會狀況 一月廿七日(日

曜日)午後零時半より構外演武場に於て第十一回浦和監獄職員家族懇和會を開催す當日は天氣快晴寒空なるも風なく會員は正午過より嚙々相率ひて參集し會するもの百五十餘名定刻開會會長たる白井典獄は例に依り溫顔を以て壇上に現はれ開會の辭を兼ねたる訓話を爲せり、即ち大正七年の初頭尙は新年の氣分の存する時職員の御家族一同と共に精神修養の講話を聴き且つ平素内助の勞を慰むる爲め第十一回の懇話會を開きて茲に相見ゆるを得るは寔に欣喜に堪へざる所なり而して本會は創立以來足掛五年となり此會を重ねる毎に各家庭に其効果を現はせしと思はるべき事項を時々見聞するは大に満足の至りなり、今や歐洲の大戦益彌久の状態となり何時終熄すべしとも知れず而して此影響を受けて物價は益昂騰し殆んど底止する所を知らず殊に日用品の暴騰著しく此間に處して家計を採らるゝ御一同は其苦心寔に察するに餘あり併し前回にも縷々述べし如く非常の覺悟と赤誠とを

以て奮闘し主人をして内顧の憂少からしめ且つ又子女の教育に努め此の重大なる責任を全ふするを期せざるべからず而して如何なる困難も之を忍耐し常に不足勝なればと決して之に撓ゆまず困難に遭ふときは之れも宿世の因縁と諦めなば苦痛も不平もなく困難にも打勝ち得べし、とて事例や古歌又は格言等を引用し縷々訓話し本日の講演者は本會成立當初より屢々講演を請ひし築地本願寺輪番林嶺信師なれば御一同は克く謹聽せらるべしと林師を紹介して壇を降り次て林師は「新年の意義」なる題下にて何故に新年は芽出度きか舊年と新年と太陽に何等の差異なし時無別體、依法而立、即ち人間が此無窮の時間に一ツの區切を附けたるに過ぎず恰かも芝居の幕間の如し故に人間も時々精神上の區切りを附け舊年に一ヶ年の仕事を全部了し一夜明けて初めて新年として芽出度きことなり即ち氣分を新たに一變し又其一年内に新たな精神を以て働くべきで結局精神の區切を設けたる義

したる處同監法方の夢野山中に潛入し續いて証付たる看守が非常線を張り捜査中午後六時四十五分頃瀟暮に乘じ市内に入込まんとし下山したるを逮捕したりと。

○被告人の逃走及逮捕 十勝監獄銅路分監在監特盜事件被告人杉山龍太郎は一月九日出廷控訴棄却の言渡を受け歸監後診察を顯出したるに依り醫務所に護送中放誨堂背面事務所廊下の出入口の所に差掛るや突然事務所廊下に左折して疾走せり之を目睹せる看守は大聲事務室に在分監長に事故を報告し自餘の被告三名を引繼ぎ置き逃走否を眼界に保ちつゝ追跡せるおりから分監長は直に居合はせたる職員及び次で非番看守の非常召集を行ひ部署を定めて追跡を命じ午後一時五十分遂に逮捕せり原因は長期刑の言渡を受けたるより前後を省慮し煩悶に勝へず斯る行爲を企てるならん。

○受刑者の逃走未遂 安瀆津監獄宇治山田分監在監受刑者物盜重罪等監役二年片山庄之助及び物盜懲役二年六月荒木孫二郎の兩名は共謀の上逃走を企て大工就業中一月十六日庄之助は豫て孫三郎と謀合の上擅當看守の隙を窺ひ作業用として自己使用の鋸八寸位のものを一挺を隠匿懐中し當日晝食の際配食夫に相當し午前十一時五十分頃食器洗淨の爲め食事場代用建物外に出でたるを奇貨とし戒護者の隙に乘じ自己拘禁監房の裏側窓を踰越し居房廊内に右鋸を藏匿し直に食事場に戻り取片付を爲し居たるを當該看守は心付かず命は又罷業後器具點檢の際に鋸柄及其挾金のみを以て完全なる鋸の如く裝ひ當該看守を騙るし還房後庄之助は隠匿したる鋸を直ちに懐中に移し發見を免れたり而して就職後右鋸を以て房内糞手便所内第一堅格子一本横貫下部を内外切断し脱出を計りたるも土臺上「ホウズ」に支へられ且隣房囚の密告に依り巡警看守に於て同夜午前二時頃發見せられ其目的を達せざりし。

○被告人の逃走並に逮捕 鹿兒島監獄拘禁特盜事件被告人小田原喜代志は一月十七日出廷裁判所留置場に離居せしめ置けるに午後一時四十分頃行脚を顯出でたる際看守は立寄人なきに拘はらず擅に房扉を開き然かも同時に二名を出房せしめ傍らなる休憩所机の抽斗より壓紙を與へんとする隙に乘じ喜代志は突然入口硝子戸の施錠なきを機とし之を開き白衣足袋脱足の儘場外に逸出し左手石塀を踰越逃走せるも追跡の結果同日午後七時過ぎ市内清水町實兄居宅附近を徘徊中同監獄看守の爲めに逮捕せられたり。

授文學博士芳賀賀一氏なり博士は別に演題として名目を附せず只「所感」を御話すべしと簡單に前提せられ昨大正六年中米歐渡航の際に於ける雜感に付き布演する所あり即ち或は米國に於ける大統領の選舉感又は英國に於ける特に戰時國民性の優越感等滾々として盡くるなく畢竟戰時に於ける列強國民の覺悟の尋常ならざるは我國民の他動的なるに比し其自發的發奮力の熾烈なるは一に其基礎を教育の效果に置くものなるを反覆稱揚し最後に滯英中請に應じて大和魂の事に付き演說せる要旨を述べ「外人は大和魂とは單に戰時等に於ける日本國民の勇猛果敢なるを意味するもののみと誤解し毫も彼の宣長翁の 山櫻花てふ美的大精神の存することを知らざるは遺憾なるを以て此點に付き縷說する所あり庶幾くは外邦識者をして解願せしむるものありしかと」尙博士は罪囚處遇上成嚴の中に慈愛を垂るゝは所謂善美的靈精の發揮にして之を以て彼等に臨まば兒を變じて順と爲し惡を化

守は心付かず命は又罷業後器具點檢の際に鋸柄及其挾金のみを以て完全なる鋸の如く裝ひ當該看守を騙るし還房後庄之助は隠匿したる鋸を直ちに懐中に移し發見を免れたり而して就職後右鋸を以て房内糞手便所内第一堅格子一本横貫下部を内外切断し脱出を計りたるも土臺上「ホウズ」に支へられ且隣房囚の密告に依り巡警看守に於て同夜午前二時頃發見せられ其目的を達せざりし。

○被告人の逃走並に逮捕 鹿兒島監獄拘禁特盜事件被告人小田原喜代志は一月十七日出廷裁判所留置場に離居せしめ置けるに午後一時四十分頃行脚を顯出でたる際看守は立寄人なきに拘はらず擅に房扉を開き然かも同時に二名を出房せしめ傍らなる休憩所机の抽斗より壓紙を與へんとする隙に乘じ喜代志は突然入口硝子戸の施錠なきを機とし之を開き白衣足袋脱足の儘場外に逸出し左手石塀を踰越逃走せるも追跡の結果同日午後七時過ぎ市内清水町實兄居宅附近を徘徊中同監獄看守の爲めに逮捕せられたり。

叙正四位
司法次官 鈴木喜三郎
監獄事務官 山限 眞直
廣島岡山各監ノ巡視ヲ命ス

報

會

- 一級俸下賜(死亡) 叙正七位 教誨師(東京) 井 宗 成
- 叙正八位 監獄醫(小菅) 淺 田 廣 輔
- 同 看守長(水戸) 川 野 常 松
- 同 (同) 久 上 里 司
- 同 (前橋) 福 島 磯 太 郎
- 同 (山形) 石 島 興 典
- 同 (同) 渡 邊 順 次 郎
- 同 (浦和) 井 上 榮 次 郎
- 同 (松江) 箕 島 文 太 郎
- 同 看守(沖繩) 德 田 安 温
- 任看守長給十一級俸沖繩監獄勤務ヲ命ス
- 給五級俸依願免本官 看守長(沖繩) 松 本 林 太 郎
- 給八級俸同 (奈良) 尾 木 儀 枝
- 依願免本官 (高知) 須 藤 祥 三 郎

會 報

○茶話會

一月十九日(第三土曜日)午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す本日講師は東大文科大學教

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正七年二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
 編輯人 北島良吉
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
 發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
 電話新橋壹六八番
 監獄協會
 東京市四谷區愛住町二番地
 賣捌所 東京書院